

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年1月31日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
川内川河川事務所長 坂元 浩二

1 調達内容等

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 調達件名及び数量 | 平成29年度川内川管内機械設備保全 1式
(電子入札対象案件) |
| (2) 調達件名の特質等 | 入札説明書による。 |
| (3) 履行期間 | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 川内川河川事務所管内 |
| (5) 入札方法 | |

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札者は、本調達案件価格のほか、本調達案件に要する一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

(6) 電子調達システム（G E P S）の利用

本調達案件は、競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争参加資格（全省庁統一資格）

① 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の1)及び2)の要件を満たす場合、競争参加資格（全省庁統一資格）を有するものとする。

- 1) 手続開始の決定を受けていること。
 - 2) 手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。
 - ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(鮮明であれば写しでも可)
 - イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類(鮮明であれば写しでも可)
 - ウ) 上記イ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)
- ③ 競争参加資格(全省庁統一資格)の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」(平成27年12月24日付官報)に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- (3) 事業協同組合として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書を提出することはできない。
 - (4) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
 - (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (7) 平成13年度以降に元請けとして完成又は完了した以下に示すア)又はイ)又はウ)又はエ)の実績を有すること。

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

 - ア) 排水を目的とした陸上ポンプ設備を製作し据付した工事又は修繕した工事
 - イ) 排水を目的とした陸上ポンプ設備を点検整備した業務
 - ウ) ワイヤロープウインチ式の河川用ゲート設備を製作し据付した工事又は修繕した工事
 - エ) ワイヤロープウインチ式の河川用ゲート設備を点検整備した業務

なお、当該実績が平成13年度以降に完成した地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは、施工実績として認めない。

※1:「陸上ポンプ設備」とは、ポンプ本体やポンプ駆動装置を陸上に設置するもの。

 - ・「製作し据付」とは、自社工場で上記ポンプ設備全体のシステム設計及び主要設備の主ポンプ設備の製作を行い、設備全体を施工した場合をいう。
 - ・「システム設計」とは、揚排水ポンプ設備技術基準にある主ポンプ設備、主ポンプ駆動設備、系統機器設備及び監視操作制御設備等の設計をいう。

※2:「河川用水門設備」とは、河川に設置された水門扉(ダム・堰施設技術基準の用語の定義による)をいう。

 - ・「製作し据付」とは、自社工場で上記ゲート設備全体のシステム設計及び主要設備である扉体及び戸当りの製作を行い、設備全体を施工した場合をいう。

・「システム設計」とは、ダム・堰施設技術基準にある構造設計、開閉装置設計、付属設備設計等の設計をいう。

※3：「修繕した工事」には、役務による修繕は含まない。

※4：「点検整備した業務」とは、機械設備点検・整備共通仕様書（案）（国土交通省）でいう点検又は整備を含むものを対象とする。

(8) 鹿児島県内又は宮崎県内に営業所等が所在すること。かつ、故障発生時等において、監督職員の指示を受けてから概ね2時間程度で川内川河川事務所（薩摩川内市）に到着し、当該設備の点検等が開始できる体制を有すること。

(9) 本業務の配置予定管理技術者は、平成29年4月1日現在で次のア) 又はイ) 又はウ) の条件を満たすこと。

ア) 1級又は2級ポンプ施設管理技術者

イ) 1級又は2級土木施工管理技士

ウ) 排水を目的とした陸上ポンプ設備又はワイヤロープウインチ式の河川用ゲート設備を製作し据付した工事又は修繕した工事もしくは点検整備に関する実務経験年数が以下のとおりの者

学 歴	必要な実務経験年数	
	指定学科を修めた者	指定学科以外の者
大 学 卒 業 後	3年以上	5年以上
短大・高専卒業後	5年以上	8年以上
高 校 卒 業 後	10年以上	12年以上
そ の 他	15年以上	

なお、ここでいう指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。

(10) 配置予定管理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

※恒常的な雇用関係とは、申請書等の提出日以前3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

(11) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号
九州地方整備局川内川河川事務所 経理課（内線226）
電話 0996-22-3272 F A X 0996-22-6907

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

① 〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号
九州地方整備局川内川河川事務所 経理課（内線226）
電話 0996-22-3272 F A X 0996-22-6907

① 交付場所は、上記（1）に同じ

② 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。

- (3) 電子調達システムのURL
<https://www.geps.go.jp/>
- (4) 電子調達システム、持参及び郵送等による申請書等の提出期限
平成29年2月17日 17時00分
- (5) 電子調達システム、持参及び郵送等による入札書の提出期限
平成29年3月14日 12時00分
- (6) 開札の日時及び場所
平成29年3月15日 10時00分 九州地方整備局川内川河川事務所入札室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 競争参加資格の確認のため入札者に要求される事項
本調達案件の入札に参加を希望するものは、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を作成し、下記により提出しなければならない。
 - ① 電子調達システムにより参加を希望する者は、申請書等を作成し、上記3(4)に示す提出期限までにこれを上記3(3)に示すURLに電子調達システムを利用し、提出しなければならない。
 - ② 紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を作成し、これを上記3(4)に示す提出期限までに上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 落札対象
申請書等は、分任支出負担行為担当官において資格審査を行い、本調達案件の遂行が可能と認められると判断した当該申請書等に係る入札書のみを落札対象とする。
- (5) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者、入札に関する条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するための電子認証(ICカード)を不正に使用した者のした入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

また、原則として、当該入札の執行における入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 開札の日には落札決定を保留したうえで落札予定者を決定し、平成29年4月3日に落札決定を行うものとする。

契約日は平成29年度予算が平成29年4月3日までに成立した場合は4月3日とし、4月4日以降に成立した場合はその成立日とする。なお、契約日に関わらず、契約（履行）期間の始期は平成29年4月1日とする。

また、暫定予算となった場合、調達案件に係わる予算が全額計上されているときは、全体の契約期間の契約とするが、当該予算が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。なお、本予算成立後は平成30年3月31日までとする。

(10) 本調達案件に関する詳細は入札説明書による。